

# 居宅サービス利用契約書

通所リハビリテーション

医療法人 朋寿会

介護老人保健施設

福の里 花乃邸

# 通所リハビリテーションサービス利用契約書

ご利用者 \_\_\_\_\_ を甲とし、  
事業者 医療法人 朋寿会 介護老人保健施設 福の里 花乃邸 を乙とし、  
下記のとおり通所リハビリテーションサービス契約を締結します。

## 第1条（通所リハビリテーションサービスの目的）

乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

## 第2条（契約期間と更新）

1. この契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日の7日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

## 第3条（通所リハビリテーション計画）

乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所リハビリテーション計画」を作成します。乙はこの「通所リハビリテーション計画」の内容を甲及びその家族に説明します。

## 第4条（通所リハビリテーションの提供場所・内容）

1. サービスの提供場所の所在地及び設備の概要は別紙「重要事項説明書」のとおりです。
2. 乙は、第3条に定めた通所リハビリテーション計画に沿ってサービスを提供します。乙はサービス提供にあたり、その内容について甲及びその家族に説明します。
3. 甲は、サービス内容の変更を希望する場合には、乙に申し入れることができます。その場合、乙は、可能な限り甲の希望に添うようにします。

## 第5条（介護サービス内容及びその提供）

1. 乙は、サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を請求書に記載します。
2. 乙は、甲に対する通所リハビリテーションのサービスの提供に関する記録書類を設備し、その完結の日から2年間保存します。
3. 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、当該甲に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

## 第6条 (料金)

1. 甲は、乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のと通りの利用料等を支払います。
2. 乙は、当月の利用合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日より利用者に発行します。
3. 甲は、当月の料金の合計額を翌月 25 日までに乙の窓口又は振込みにて支払います。なお、銀行振り込み手数料は、甲の負担とします。
4. 乙は、甲から料金の支払を受けたときは、甲に対し領収書を発行します。

## 第7条 (サービスの中止)

1. 甲は、乙に対し、サービス提供日の当日午前 8 時 20 分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
2. 甲がサービス提供日の午前 8 時 20 分までに通知することなくサービスの中止を申出た場合は、乙は、甲に対して別紙「重要事項説明書」及び「料金表」に定める料金を請求することができます。この場合の料金は第 6 条、他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 乙は、甲の体調不良等の理由により、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

## 第8条 (料金の変更)

1. 乙は、甲に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食事等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 甲が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書を作成し、お互いに取り交わします。
3. 甲は料金の変更を承諾しない場合、乙に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条 (契約の満了)

1. 甲は、乙に対して、1 週間の予告期間において文書又は電話で通知をすることにより、この契約を解約することができます。  
但し、甲の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1 ヶ月以上の予告期間において理由を示した文書又は電話で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、甲は直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 乙が守秘義務に反した場合

- ③ 乙が甲や身元引受人等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 乙が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、乙は文書又は電話で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 甲のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
  - ② 甲が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は甲の病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 甲又は身元引受人が乙やその職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 甲が介護保険施設に入所した場合
  - ② 甲の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 甲が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

1. 乙及び乙の職員は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 乙は、甲から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
3. 乙は、甲の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

乙は、サービスの提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。

#### 第12条（緊急時の対応）

乙は、サービスの提供を行っているときに甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医又は救急病院に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

1. 乙は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業所及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 乙は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は速やか

に居宅介護支援事業所に連絡します。なお、第9条2項又は4項に基づいて解約する際は、事前に居宅介護支援事業所に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情対応）

乙は、甲からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応します。

#### 第15条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

#### 第16条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

平成 年 月 日

（ご利用者；甲）私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、通所リハビリテーションサービスを利用することを申し込みます。

住 所 〒

氏 名 印

電話番号  
(FAX)

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。  
私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所 〒

氏 名 印

電話番号  
(FAX)

署名を代行した理由

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 〒

氏 名 印

電話番号  
(FAX)

(事業者 ; 乙) 当施設は、指定通所リハビリテーション事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒453-0816  
愛知県名古屋市中村区京田町3丁目60番地

名 称 医療法人 朋寿会  
介護老人保健施設 福の里 花乃邸

代表者 理事長 野村 敬史 印

電話番号 052-482-8811  
(FAX) 052-482-8812